

昭和二十六年政令第三百四十二号

土地収用法施行令

内閣は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第一百一十五条、第一百三十五条第二項、第一百三十八条第三項及び附則の規定に基き、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条 土地収用法（以下「法」という。）の施行期日は、昭和二十六年十一月一日とする。

（あつせん申請書）

第一条の二 法第十五条の二第一項の規定によりあつせんの申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載したあつせん申請書の正本一部及びその写し一部を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 相手方の氏名及び住所
- 三 申請の趣旨

- 四 事業の種類

- 五 紛争に係る土地等の所在地、種類及び数量の概数

- 六 紛争の問題点及び交渉経過の概要

- 七 その他あつせんを行うに参考となる事項

（あつせんの拒否の通知）

第一条の三 都道府県知事は、法第十五条の二第一項の規定による申請があつた場合において、当該紛争があつせんを行ふに適しないと認めたときは、遅滞なく、あつせんに付さない旨を当該あつせんを申請した者に通知しなければならない。

（あつせんに付した旨の通知）

第一条の四 都道府県知事は、法第十五条の二第二項の規定によりあつせん委員のあつせんに付したときは、遅滞なく、その旨並びにあつせんに付した日及びあつせん委員の氏名を、当該あつせんの申請をした者及びその相手方に通知しなければならない。

（委員長）

第一条の五 あつせん委員は、委員長を互選しなければならない。

第一条の六 あつせん委員は、あつせん委員会議を主宰し、あつせん委員を代表する。

第一条の七 あつせん委員の会議は、委員長が召集する。

第一条の八 委員長は、あつせん委員の会議を主宰し、あつせん委員がその職務を代理する。

（あつせん案の作成）

第一条の九 あつせん案の作成は、あつせん委員全員の一致により行うものとする。

（あつせんの打切りの通知）

第一条の十 都道府県知事は、法第十五条の五の規定によるあつせんの打切りについての報告を受けたときは、遅滞なく、あつせんが打ち切られた旨を、当該あつせんの申請をした者及びその相手方に通知しなければならない。

（仲裁申請書）

第一条の十一 法第十五条の七第一項の規定によるあつせんの打切りについての報告を受けたときは、遅滞なく、あつせんが打ち切られた旨を、当該あつせんの申請をした者及びその相手方に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所

- 二 申請の趣旨

- 三 事業の種類

- 四 紛争に係る土地等を特定するに足りる事項
- 五 前号の土地等の取得に関する関係当事者間において成立した合意（当該土地等の取得に際しての対償に関するものを除く。）の内容
- 六 紛争に係る交渉経過の概要その他仲裁を行うに参考となる事項

- 2 仲裁合意を証する書面があるときは、前項の仲裁申請書に当該書面又はその写しを添付しなければならない。

（仲裁委員の氏名の通知）

第一条の十二 都道府県知事は、法第十五条の八の規定により仲裁委員を任命したときは、遅滞なく、仲裁委員の氏名を当事者に通知しなければならない。

（仲裁の手続の非公開）

第一条の十三 仲裁委員の行う仲裁の手続は、公開しない。

第一条の十四 仲裁に要する費用の負担

（仲裁委員は、法第百二十五条の二に規定する費用の概算額を、同条の規定により当該費用を負担すべき者に予納させるものとする。）

3 2  
仲裁委員は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、法第二百二十五条の二に規定する手続を行わないことができる。

- 一 仲裁委員の旅費  
条例で定めるところにより算出した額
- 二 鑑定人及び参考人の旅費及び手当  
条例で定めるところにより算出した額
- 三 送付に要する費用その他必要な費用（前二号に掲げるものを除く。）実費  
(図面の縦覧場所の通知)

**第一条の八** 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第二十六条の二第一項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により告示される図面の縦覧場所を通知しなければならない。

**第一条の九** 収用委員会は、法第四十五条の二（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知をするときは、あわせて、法第二十六条第一項（著しく低い補償金の見積額）

**第一条の十** 収用委員会は、法第四十七条の二第三項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により土地所有者又は関係人が明渡裁決の申立てをしたときは、直ちに、起業者にその旨を通知しなければならない。

**第一条の十一** 法第五十二条第七項ただし書の政令で定める都道府県は、東京都、大阪府及び兵庫県とする。

**第一条の十二 削除**  
(加算金等の額に端数が生じた場合の処理)

**第一条の十三** 法第九十条の三第二項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第九十条の四（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により算定した加算金及び過怠金の額に一円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

**第一条の十四** 収用委員会は、次の各号の一に該当するときは、これを四捨五入するものとする。  
(差押えがある場合の通知)

一 強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含むものとし、以下単に「競売」という。）又は滞納処分（国税徴収法（昭和三十四年法律第二百四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。）による差押えがされている土地、物件又はその他の権利について法第四十五条の二の規定による裁決手続開始の登記又は登録がまだされていないときは、その登記又は登録がされた後、遅滞なく通知すれば足りる。

二 前号に該当する場合において、収用し、又は使用しようとするとする土地、物件又はその他の権利について、法第七十六条第一項、法第七十八条（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七十九条（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第八十条第一項の規定による請求があつたとき。

三 前二号の規定により通知した場合において、収用若しくは使用の裁決の申請を却下したとき、又は前号の請求を裁決において認めなかつたとき。

四 假差押えの執行に係る土地、物件又はその他の権利について、法第四十五条の二の規定による裁決手続開始の登記又は登録がされた後強制執行又は競売による差押えがされた場合において、収用若しくは使用の裁決の申請を却下したとき、又は収用若しくは使用の手続が裁決に至らないで完結したとき。

(配当機関への補償金等の払渡し)

**第一条の十五** 起業者は、法第九十六条第一項（同条第五項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により算定した加算金等（法第七十一条、法第七十二条、法第七十四条、法第七十五条、法第七十七条、法第八十条、法第八十八条、法第九十条の三第二項又は法第九十条の四（法第二百三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により算定した補償金、加算金及び過怠金をいう。以下同じ。）を払い渡すときは、あわせて、国土交通省令で定める様式による補償金等払渡通知書及び裁決書の正本を提出しなければならない。  
(補償金等の受領の効果)

**第一条の十六** 国税徴収法第二百三十六条第二項の規定は、法第九十六条第一項の規定により裁判所以外の配当機関が補償金等を受領した場合に準用する。  
2 第一条の十八第一項の規定により供託すべき補償金等については、同条第二項において準用する国税徴収法第二百三十三条第四項に規定する支払委託書を発送したときに当該補償金等を受領したものとみなして、前項の規定を適用する。

## (債権額の確認方法等)

**第一条の十七** 法第九十六条第一項の規定により裁判所以外の配当機関に補償金等が払い渡された場合においては、国税徴収法第百三十条第一項中「売却決定の日の前日」とあるのは「税務署長が指定した日」と、同条第三項中「売却決定の時」とあるのは「第一項の規定により税務署長が指定した日」とあるのは「前条第一項の規定により指定した日」とする。

2 前項の規定により読み替えられた国税徴収法第百三十条第一項の規定により、又はその例により、日を指定するときは、同法第九十五条第二項及び第九十六条第二項の規定の例により、公告及び催告をしなければならない。

(起業者が不服を通知した場合の補償金等の取扱い等)

**第一条の十八** 法第九十六条第四項(同条第五項(法百三十八条第一項において準用する場合を含む。)又は法百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による通知がされた場合においては、裁判所以外の配当機関は、法第九十六条第一項の規定により払い渡された補償金等のうち起業者の見積り金額を超える部分に相当する金額については、次の各号に掲げる

いずれかの事由が生ずるまで、配当を実施せず、配当機関所在地の供託所にこれを供託するものとする。

一 起業者が補償金等の額について法第百三十三条第二項(法百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による訴えを提起したことと証する書面が、法第百三十三条第二項に定める期間の経過後一週間以内に提出されないとき。

二 起業者が提起した前号の訴訟が終了したことを知ったとき。

3 2 国税徴収法第百三十三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による供託をした場合において、同項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときに準用する。

3 法第九十六条第四項の規定による通知をした起業者は、補償金等の額について、法第百三十三条第二項の訴えを提起したとき、同項に定める期間内に同項の訴えを提起しなかつたとき、又は起業者が提起した同項の訴訟が終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、配当機関にその旨を通知しなければならない。

**第一条の十九** 裁判所以外の配当機関は、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十八条第三項、国税徴収法第百五十九条第一項又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十六条の四第一項の規定による差押えに基づき法第九十六条第一項の規定による補償金等の払渡しを受けたときは、当該金銭を配当機関所在地の供託所に供託するものとする。

(仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の払渡し)

**第一条の二十** 仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の支払いについての法第九十六条第一項に規定する配当手続を実施すべき機関は、当該権利の強制執行について管轄権を有する裁判所とする。

(補償金等の払渡しのための書留郵便等の発送期限)

**第一条の二十一** 法第一百条の二第二項(法百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める一定の期間は、十三日とする。

(手数料)

**第二条** 法第百二十五条第一項(法百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による手数料の額は、一件につき次のとおりとする。

一 法第十七条第一項(法百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の場合 四十四万四千九百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号))

二 第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、四十四万二千五百円)

二 法第二十七条第一項(法百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の場合 十八万六千六百円

2 法第二十五条第二項(法百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める額は、一件につき次の表のとおりとする。

納付しなければならない者  
一 法第十五条の二の規定によつてあつせんを申請する起業者

二 法第十五条の七の規定によつて仲裁を申請する起業者

三 法第十八条(法百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定によつて都道府県知事に事業の認定を申請する者

四 法第三十九条第一項(法百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定によつて収用又は使用的裁決を申請する者

イ 損失補償の見積額 十万円以下の場合  
ロ 同 十万円を超えて百万円以下の場合

ハ 同 百万円を超えて二百万円以下の場合

二 同 五百円を超えて二千万円以下の場合  
ホ 同 二千万円を超えて一億円以下の場合

五万六千四百円  
五万六千四百円に損失補償の見積額の十万円を超える部分が五万円に達するごとに五千七百円を加えた金額  
十五万九千五百円に損失補償の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに七千百円を加えた金額  
四十万三千五百円に損失補償の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごとに七千百円を加えた金額  
五十五万円に損失補償の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するごとに一万円を加えた金額

|  |                |
|--|----------------|
| 五<br>法第九十四条第二項（法第一百二十四条第二項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によつて損失補償の裁決を申請する者<br>イ<br>ロ 同 五千円を超える場合<br>ハ 同 五万円を超える場合<br>二 同 十万円を超える場合   | ハ 同 一億円を超える場合  |
| 六<br>法第一百十六条（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて収用委員会の裁決を求める者<br>七<br>他の法律の規定（八の項に掲げる法律の規定を除く。）によつて収用委員会の裁決を求める者<br>八<br>次に掲げる法律の規定によつて収用委員会の裁決を求める者<br>イ<br>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条の四第二項（同法第五十七条の五及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十五条において準用する場合を含む。）及び第六十八条第三項において準用する都市計画法第二十八条第三項 | 二 同 十万円を超える場合  |
| 九<br>都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第八十五条第一項<br>十<br>新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第九条第五項（同法第二十条第六項において準用する場合を含む。）  | 三 同 五万円を超える場合  |
| 十一<br>生産緑地法（昭和四九年法律第六十八号）第十二条第四項において準用する同法第六条第六項<br>十二<br>本<br>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十八条第一項   | 四 同 一万円を超える場合  |
| 十三<br>前二項の場合において、同一の起業者が行う同一の事業に関して、法第二条又は法第五条から第七条までの規定による送達が受けられるべき者に書留郵便又は民間事業者による信書の送達を行う場合は、それぞれ一件の申請とみなす。<br>第十三条 削除<br>(書類の送達)  | 五 同 五千円を超える場合  |
| 第十四条<br>(書類の送達)<br>書類の送達は、収用委員会の庶務を処理する職員が、次のいずれかに掲げる方法により行う。  | 六 同 三千円        |
| 一<br>送達すべき書類を送達を受けるべき者に交付する方法<br>二<br>送達すべき書類を送達を受けるべき者に書留郵便又は民間事業者による信書の送達を行う場合に、同法第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの（第三項及び第六条において「書留郵便等」という。）によつて送達する方法  | 七<br>同 二万六千円   |
| 三<br>前二項の場合において、同一の起業者が行う同一の事業に関して、法第二条又は法第五条から第七条までの規定による送達が受けられるべき者に書留郵便又は民間事業者による信書の送達を行う場合は、それぞれ一件の申請とみなす。<br>第十三条 削除<br>(書類の送達)   | 八<br>同 二万六千円   |
| 四<br>民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一百二条、第一百三条及び第一百九条の規定は前項の規定によつて書類の送達を行つた場合に、同法第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの（第三項及び第六条において「書留郵便等」という。）によつて送達する方法  | 九<br>同 二万六千円   |
| 五<br>民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一百二条、第一百三条及び第一百九条の規定は前項の規定によつて書類の送達を行つた場合に、同法第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの（第三項及び第六条において「書留郵便等」という。）によつて送達する方法  | 十<br>同 二万六千円   |
| 六<br>郵便によつて送達する方法に係る部分に限る。）の規定によつて書類の送達を行つた場合に、同法第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの（第三項及び第六条において「書留郵便等」という。）によつて送達する方法   | 十一<br>同 二万六千円  |
| 七<br>前項において準用する民事訴訟法第一百七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による出頭又は資料の提出の命令は、前三項に規定する送達の方法による。   | 十二<br>同 二万六千円  |
| 八<br>法第六十五条第一項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による出頭又は資料の提出の命令は、前三項に規定する送達の方法による。   | 十三<br>同 二万六千円  |
| 九<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載して行うものとする。   | 十四<br>同 二万六千円  |
| 十<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載して行うものとする。   | 十五<br>同 二万六千円  |
| 十一<br>前項において准用する民事訴訟法第一百六条第二項の規定による送達がされた場合 その旨及び書留郵便等に付して発送した時に書類の送達があつたものとみなされる旨   | 十六<br>同 二万六千円  |
| 十二<br>前項において准用する民事訴訟法第一百七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による出頭又は資料の提出の命令は、前三項に規定する送達の方法による。  | 十七<br>同 二万六千円  |
| 十三<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。   | 十八<br>同 二万六千円  |
| 十四<br>法第六十五条第一項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による出頭又は資料の提出の命令は、前三項に規定する送達の方法による。  | 十九<br>同 二万六千円  |
| 十五<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。   | 二十<br>同 二万六千円  |
| 十六<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。   | 二十一<br>同 二万六千円 |
| 十七<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。   | 二十二<br>同 二万六千円 |
| 十八<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。   | 二十三<br>同 二万六千円 |
| 十九<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。   | 二十四<br>同 二万六千円 |
| 二十<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。   | 二十五<br>同 二万六千円 |
| 二十一<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。  | 二十六<br>同 二万六千円 |
| 二十二<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。  | 二十七<br>同 二万六千円 |
| 二十三<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。  | 二十八<br>同 二万六千円 |
| 二十四<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。  | 二十九<br>同 二万六千円 |
| 二十五<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。  | 三十<br>同 二万六千円  |
| 二十六<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。  | 三十一<br>同 二万六千円 |
| 二十七<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。  | 三十二<br>同 二万六千円 |
| 二十八<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。  | 三十三<br>同 二万六千円 |
| 二十九<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。  | 三十四<br>同 二万六千円 |
| 三十<br>公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確定することができない場合には、公示送達を行つてはならない。   | 三十五<br>同 二万六千円 |

市町村長は、前項の求めを受けた日から一週間以内に、当該市町村の掲示場に掲示しなければならない。  
収用委員会が第二項の規定による掲示及び掲載をしたときは、その掲示を始めた日の翌日から起算して二十日を経過した時に送達があつたものとみなす。

**第六条** 通知は、書面によつてしなければならない。但し、法第十四条第二項及び第三項並びに法第三十五条第二項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、口頭でることができる。（通知）

**2** 法第十一条第四項、法第十二条第二項、法第二十六条第一項、法第二十七条第四項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）（都道府県知事に通知する場合を除く。）、法第二十八条（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第四十二条第一項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）（市町村長に通知する場合を除く。以下同じ。）、法第四十六条第二項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第四十七条の四第一項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）（法第九十四条第五項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに法第一百三十三条第三項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第六条の三第二項の規定による通知は、通知すべき者が自ら通知をしない場合においては、次のいずれかに掲げる方法により行う。

一 通知すべき者が命じた職員をして通知を受けるべき者に交付させる方法

二 通知を受けるべき者に書留郵便等によつて送付する方法  
三 民事訴訟法第一百二条、第一百三条及び第一百九条の規定は前項の規定によつて通知をする場合に、同法第一百五条及び第一百六条の規定は同項第一号又は第二号（書留郵便によつて送達する方法に係る部分に限る。）の規定によつて通知をする場合に、同法第一百七条の規定はこの項において準用する同法第一百六条の規定による通知ができないなかつた場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第一百二条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をできる場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「通知すべき者が命じた職員」と、「書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの」とあるのは「土地収用法施行令第四条第一項第二号に規定する書留郵便等」と、同法第一百九条中「公務員」とあるのは「公務員（起業者の職員を含む。）」と、「裁判所」とあるのは「通知すべき者」と読み替えるものとする。

4 通知すべき者が命じた職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を通知を受けた者に通知しなければならない。

一 前項において準用する民事訴訟法第一百六条第二項の規定による通知がされた場合 その旨及び書留郵便等に付して発送した時に通知があつたものとみなされる旨  
二 前項において準用する民事訴訟法第一百七条第一項の規定による通知がされた場合 その旨及び書留郵便等に付して発送した時に通知があつたものとみなされる旨  
**第六条の二** 前条第二項から第四項までの規定によるほか、第五条の規定は、法第四十五条第一項、法第四十六条第二項、法第四十六条第三項、法第四十六条第四項、法第四十六条第五項、法第一百二条の二第三項、法第一百二十二条第三項及び法第一百二十三条第三項の規定により通知をする場合に準用する。この場合において、第五条第一項中「前条第二項」とあるのは「第六条第三項」と、同項から同条第三項までの規定中「公示送達」とあるのは「公示による通知」と読み替えるほか、次の表の第一欄に掲げる規定により通知をする場合については、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| 法第四十六条の四第三項第五条第一項 | 収用委員会は、起業者が場合においては、起業者が交付する   | 収用委員会は、起業者が場合においては、起業者の求めにより、その者のために起業者が交付する |
| 法第一百二十二条第三項       | 収用委員会   | 都道府県知事                                       |
| 第五条第一項、第三項及び第五項   | 都道府県  | 市町村長   |
| 第五条第二項            | 都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載して   | 市町村の掲示場に掲示して                                 |
| 第五条第四項            | 市町村長は、前項の所在する市町村の長若しくは  | 市町村長   |
| 第五条第五項            | 市町村長は、前項の所在する都道府県の収用委員会に対しても公示による通知があつた旨を都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載することを求め、前項の求めを受けた収用委員会又は市町村長は、それぞれ、その都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載し、又は当該市町村 | 市町村長   |
| 掲示及び掲載            | 掲示  | 掲示   |

（代理人の数の制限）

**第六条の三** 収用委員会は、審理の期日に出席することができる代理人の数を、起業者、土地所有者又は各関係人について三人までに制限することができる。

**2** 前項の制限は、起業者、土地所有者又は関係人にあらかじめ通知することによつてその効力を生ずる。

(読み替規定)  
**第七条** 法第百三十八条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。  
 一 法第五条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合  
 二 読み替えるべき規定

| 読み替えらるべき字句   | 読み替える字句      | 権利  |
|--|--------------|---|
| 第十六条、第十八条第四項、第二十条第四号、第三十条第一項及び<br>第三項、第三十九条第二項本文、第四十条第一項第二号ハ及びニ、<br>第四十五条第二項、第四十五条の三第二項、第六十八条、第八十<br>八条、第一百一条第二項、第一百三条、第一百五条第一項、第一百三十四<br>条          | 土地           | 土地  |
| 第十七条第一項第二号、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条<br>の四から第三十四条の六まで  | 土地           | 区域  |
| 第二十条第三号、第三十条の二、第三十七条第二項、第三十九条第<br>一項、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十七条の三第<br>一項第一号ロ、第五十条第二項、第七十七条、第九十四条第六項、<br>第九十九条第一項、第一百五条第二項、第一百六十六条第一項及び第二<br>項第二号、第一百十九条 | 土地           | 権利の目的であり、又は当該権利に関係のある土地、河川の敷地、海底、水又は立木、建物そ<br>の他土地に定着する物件         |
| 第三十条の二   | 土地           | 権利を消滅させ、又は制限し   |
| 第三十五条第一項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十六条<br>の二第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第三十七条第一<br>項及び第四項、第三十七条の二、第三十八条、第四十条第一項第一<br>号、第四十四条   | 土地調書         | 権利調書  |
| 第三十五条第一項   | その土地         |   |
| 第三十五条第二項、第四十七条の三第一項第一号ホ、第四十九条第<br>一項第二号、第六十三条第四項、第六十五条第一項第三号及び第<br>三項、第一百二条、第一百十二条の二第一項及び第二項、第一百六<br>二項第四号、第一百二十八条第一項及び第二項                           | 土地           | 権利の目的であり、若しくは当該権利に関係のある土地、河川の敷地、海底、水若しくは立<br>木、建物その他土地に定着する物件     |
| 第三十五条第三項、第九十一条第一項  | 土地又は工作物      | 権利の目的であり、若しくは当該権利に関係のある土地、河川の敷地、海底、水若しくは立<br>木、建物その他土地に定着する物件     |
| 第三十六条の二第一項第一号  | 土地           | 権利の目的である一筆の土地に係る当該権利を有する者及び当該権利に關して権利を有する関<br>係人                  |
| 第三十六条の二第一項第二号  | 土地又は工作物      | 権利の目的である一筆の土地に有する関係人  |
| 第三十六条の二第二項   | 土地           | 権利の目的である一筆の土地   |
| 第三十九条第二項、第七十四条第一項、第七十五条、第九十条   | 一筆の土地        | 一体として同一目的に供している権利   |
| 第三十九条第二項、第七十四条第一項、第九十条   | 一团の土地        | 残存する権利  |
| 第四十条第一項第二号イ、第四十七条の三第一項第一号イ、第一百<br>六条第二項第一号   | 土地           | 権利の目的であり、又は当該権利に關係のある土地、河川の敷地、海底又は水若しくは立木、<br>建物その他土地に定着する物件のある土地 |
| 第四十条第一項第二号ロ  | 土地           | 権利の種類及び内容   |
| 第四十条第一項第二号ホ  | 土地が<br>土地の面積 | 権利の目的であり、又は当該権利に關係のある土地、河川の敷地、海底、水又は立木、建物そ<br>の他土地に定着する物件が        |
| 土地又は土地に關する所<br>有権以外の権利   | 土地           | 権利又はその権利に關する権利  |

|   |             |             |  |                              |   |  |                               |                               |                               |                               |                               |                               |                               |
|---|-------------|-------------|--|------------------------------|---|--|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|   |             |             |  |                              |   |  |                               |                               |                               |                               |                               |                               |                               |
| 第四十条第一項第二号へ、第四十八条第一項第三号                                 | 取得し、又は消滅させる | 申請に係る土地     | 申請に係る権利の目的であり、又は当該権利に関係のある土地、河川の敷地、海底又は水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件のある土地 | 第四十五条の二                      | 第四十五条の二                                   | 第四十五条の二  | 第四十五条の二                       | 第四十五条の二                       | 第四十五条の二                       | 第四十五条の二                       | 第四十五条の二                       | 第四十五条の二                       | 第四十五条の二                       |
| 第四十五条の二、第四十五条の三第一項本文、第九十五条第四項                           | の登記         | 当該登記        | の登記又は登録  | 第四十五条の三第一項本文                 | 第四十五条の三第一項本文                              | 第四十五条の三第一項本文                                   | 第四十五条の三第一項本文                  | 第四十五条の三第一項本文                  | 第四十五条の三第一項本文                  | 第四十五条の三第一項本文                  | 第四十五条の三第一項本文                  | 第四十五条の三第一項本文                  | 第四十五条の三第一項本文                  |
| 第四十五条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の二第三項、第四十六条の四第一項、第九十六条第一項及び第五項 | 仮登記         | 登記          | 当該登記又は登録   | 第四十五条の三第一項、第九十五条第四項、第一百一条第一項 | 第四十六条の二第二項                                | 第四十六条の二第二項                                     | 第四十六条の二第二項                    | 第四十六条の二第二項                    | 第四十六条の二第二項                    | 第四十六条の二第二項                    | 第四十六条の二第二項                    | 第四十六条の二第二項                    | 第四十六条の二第二項                    |
| 第四十六条の三第一項、第九十五条第四項、第一百一条第一項                            | 土地に関する所     | 土地又は土地に関する所 | 土地又は土地に関する所  | 第四十八条第一項第二号、第八十条の二、第九十条の二    | 第四十八条第一号、第一百二十二条第一項から第三項まで、第百二十三条第一項及び第三項 | 第四十八条第一項第一号、第一百二十二条第一項から第三項まで、第百二十三条第一項、第九十条の四 | 第七十一条、第七十二条、第八十二条第一項、第八十三条第一項 |
| 第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の二第三項、第四十六条の四第一項、第九十六条第一項及び第五項 | 有権以外の権利     | 有権以外の権利     | 有権以外の権利  | 土地の区域                        | 土地の区域                                     | 土地の区域  | 土地に関する所有権以外の権利                | 土地又はその土地に関する所                 | 土地又はその土地に関する所                 | 土地又はその土地に関する所                 | 土地又はその土地に関する所                 | 土地又はその土地に関する所                 | 土地又はその土地に関する所                 |
| 第四十五条の三第一項  | 地代          | 近傍類地        | 近傍類地   | 近傍類地の取引価格                    | 近傍類地                                      | 近傍類地   | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          |
| 第七十二条、第一百二十四条第一項  | その土地及び近傍類地の | その土地及び近傍類地の | その土地及び近傍類地の  | その土地及び近傍類地の                  | その土地及び近傍類地の                               | その土地及び近傍類地の                                    | その土地及び近傍類地の                   | その土地及び近傍類地の                   | その土地及び近傍類地の                   | その土地及び近傍類地の                   | その土地及び近傍類地の                   | その土地及び近傍類地の                   | その土地及び近傍類地の                   |
| 第七十四条第二項  | 地代          | 近傍類地        | 近傍類地   | 近傍類地の取引価格                    | 近傍類地                                      | 近傍類地   | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          |
| 第七十五条   | 残地          | 近傍類地        | 近傍類地   | 近傍類地の取引価格                    | 近傍類地                                      | 近傍類地   | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          | 近傍類地                          |
| 第八十条の二第一項   | 土地を使用する     | 土地又は残地に関する所 | 土地又は残地に関する所  | 土地又は残地に関する所                  | 土地又は残地に関する所                               | 土地又は残地に関する所                                    | 土地又は残地に関する所                   | 土地又は残地に関する所                   | 土地又は残地に関する所                   | 土地又は残地に関する所                   | 土地又は残地に関する所                   | 土地又は残地に関する所                   | 土地又は残地に関する所                   |
| 第八十二条第二項、第三項及び第五項                                       | 土地が         | 土地          | 当該土地   | 土地の形質を変更し                    | 土地の形質を変更し                                 | 土地の形質を変更し                                      | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     |
| 第八十三条第一項  | 土地が         | 土地          | 当該土地   | 土地の形質を変更し                    | 土地の形質を変更し                                 | 土地の形質を変更し                                      | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     |
| 第八十九条第一項  | 土地の形質を変更し   | 土地の形質を変更し   | 土地の形質を変更し  | 土地の形質を変更し                    | 土地の形質を変更し                                 | 土地の形質を変更し                                      | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     | 土地の形質を変更し                     |

土地の形質を変更し

土地の形質を変更し

土地の形質を変更し

土地の形質を変更し

当該土地

（第五条第一項又は第三項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）

|  |                       |  |                   |   |  |  |   |
|--|-----------------------|--|-------------------|---|--|--|---|
|  |                       |  |                   |   | 土地の形質の変更   | （第五条第一項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）<br>当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件について、これらを損壊し、若しくは取去し   |   |
|  |                       |  |                   |   |  | （第五条第一項又は第三項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）<br>当該権利の目的であり、又は当該権利に関係のある土地、河川の敷地、海底又は水について、これらの形質の変更  |   |
|  |                       |  |                   |   |  | （第五条第一項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）<br>当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件について、これらの損壊若しくは取去  |   |
| 第九十九条第二項   | 第八十九条第三項              | 第九十条、第一百一条第一項、第一百二十二条第一項、第一百二十三条第一項<br>一項、第一百二十四条第一項 | 第九十三条第一項          | 第九十一条、第一百一条第一項、第一百二十二条第一項、第一百二十三条第一項<br>一項、第一百二十四条第一項   | 土地を  | （第五条第一項又は第三項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）<br>当該権利の目的であり、又は当該権利に関係のある土地、河川の敷地、海底又は水について、これらの形質の変更<br>（第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）<br>当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件について、これらの損壊又は取去   |   |
| 第一百一条第一項   | 第一百一条第一項              | 第一百一条第一項   | 第一百一条第一項          | 第一百一条第一項  | 土地を  | （第五条第一項又は第三項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）<br>当該権利の目的であり、又は当該権利に関係のある土地、河川の敷地、海底又は水について、これらの形質の変更<br>（第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）<br>当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件について、これらの損壊又は取去   |   |
| 二<br>法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合<br>読み替えるべき規定 | 二<br>起業地<br>読み替えるべき字句 | 土地<br>読み替える字句  | 土地<br>読み替える字句     | 起業地<br>土地の<br>面積<br>土地の<br>所有者及び占有者<br>土地の<br>権利の<br>取得し<br>当該土地<br>起業地<br>土地<br>河川の敷地、海底、水又は立木、建物その他土地に定着する物件<br>起業地（第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合にあつては、起業地にある立木、建物その他土地に定着する物件）<br>権利の種類及び内容<br>権利者並びに当該権利の目的である土地の所有者及び占有者 | 土地を<br>その土地<br>土地及び残地以外の土地<br>土地に関するその他<br>当該土地又は当該土地に<br>閑する所有権以外の権<br>利<br>起業者が土地の所有権を<br>取得し<br>当該土地<br>起業地<br>土地<br>河川の敷地、海底、水又は立木、建物その他土地に定着する物件<br>起業地（第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合にあつては、起業地にある立木、建物その他土地に定着する物件）<br>権利の種類及び内容<br>権利者並びに当該権利の目的である土地の所有者及び占有者 | 土地を<br>その土地<br>土地及び残地以外の土地<br>土地に関するその他<br>当該土地又は当該土地に<br>閑する所有権以外の権<br>利<br>起業者が土地の所有権を<br>取得し<br>当該土地<br>起業地<br>土地<br>河川の敷地、海底、水又は立木、建物その他土地に定着する物件<br>起業地（第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合にあつては、起業地にある立木、建物その他土地に定着する物件）<br>権利の種類及び内容<br>権利者並びに当該権利の目的である土地の所有者及び占有者 | （第五条第一項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）<br>当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件について、これらを損壊し、若しくは取去 |
| 第二十八条の三第一項、第一百六十六条第一項                                    | 起業地                   | 立木、建物その他土地に定着する物件                                    | 立木、建物その他土地に定着する物件 | 立木、建物その他土地に定着する物件   | 立木、建物その他土地に定着する物件  | （第五条第一項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）<br>当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件について、これらを損壊し、若しくは取去  |   |

|  |               | 土地調査                          |                                 | 立木、建物その他土地に定着する物件調査   |
|--|---------------|-------------------------------|---------------------------------|---|
|  |               | その土地                          | 土地又は工作物                         | 立木、建物その他土地に定着する物件   |
|  |               | 収用し、又は使用しようとする一筆の土地の所有者及び当該土地 | 収用し、又は使用しようとする一筆の土地に定着する物件又は工作物 | 他土地に定着する立木、建物その他の土地に定着する立木、建物   |
| 第三十五条第一項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十六条の二第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第三十七条第一項及び第四項、第三十七条の二、第三十八条、第四十条第一項                    | 第三十六条の二第一項第一号 | 第三十六条第二項、第九十一条第一項             | 第三十六条第二項、第九十一条第一項               | 第三十五条第一項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十六条の二第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第三十七条第一項及び第四項、第三十七条の二、第三十八条、第四十条第一項 |
| 第三十五条第三項、第九十二条第一項  | 第三十七条第一項      | 第三十七条第三項                      | 第三十七条第三項                        | 第三十五条第三項、第九十二条第一項   |
| 第三十六条の二第一項第二号  | 第三十七条第一項      | 第三十九条第二項、第七十四条、第七十五条、第九十条     | 第三十九条第二項、第七十四条、第七十五条、第九十条       | 第三十六条の二第一項第二号   |
| 第四十条第一項第二号イ、第四十七条の三第一項第一号イ、第一百六十二条第二項第一号   | 第四十条第一項第二号ロ   | 第四十五条の二                       | 第四十五条の二                         | 第四十条第一項第二号イ、第四十七条の三第一項第一号イ、第一百六十二条第二項第一号  |
| 第四十八条第一項第一号、第一百二十二条第一項から第三項まで、第一百二十三条第一項及び第三項  | 第七十二条         | 第七十二条                         | 第七十二条                           | 第四十八条第一項第一号、第一百二十二条第一項から第三項まで、第一百二十三条第一項及び第三項   |
| 第七十二条  | 第七十二条         | 前項                            | 前項                              | 第七十二条   |
| 第七十二条、第一百二十四条第一項   |               |                               |                                 | 第七十二条、第一百二十四条第一項  |
| 第八十条の二第一項、第一百二十二条第一項、第一百二十三条第一項、第一百二十四条第一項   | 土地を           | 土地を                           | 立木、建物その他土地に定着する物件を              | 第八十条の二第一項、第一百二十二条第一項、第一百二十三条第一項、第一百二十四条第一項  |
| 第八十条の二第一項  | 土地の形質を変更し     | 土地の形質を変更し                     | 立木、建物その他土地に定着する物件を              | 第八十条の二第一項   |
| 第八十九条第一項   | 土地の形質を変更し     | 土地の形質を変更し                     | 立木、建物その他土地に定着する物件を              | 第八十九条第一項  |
| 第八十九条第二項   | 土地の形質の変更      | 土地の形質の変更                      | 立木、建物その他土地に定着する物件を              | 第八十九条第二項  |
| 第八十九条第三項   | 土地を収用し        | 土地を収用し                        | 立木、建物その他土地に定着する物件を              | 第八十九条第三項  |
| 第九十三条第一項   | その土地          | 立木、建物その他土地に定着する物件を            | 立木、建物その他土地に定着する物件を              | 第九十三条第一項  |
| 第一百十六条第二項第一号   | 土地及び近傍類地の地代   | 立木、建物その他土地に定着する物件を            | 立木、建物その他土地に定着する物件を              | 第一百十六条第二項第一号  |
| 第一百二十二条第三項、第一百二十三条第三項  | 近傍類地の取引価格     | 立木、建物その他土地に定着する物件を            | 立木、建物その他土地に定着する物件を              | 第一百二十二条第三項、第一百二十三条第三項   |
| 第一百二十四条第一項   | その土地及び近傍類地の地代 | 立木、建物その他土地に定着する物件を            | 立木、建物その他土地に定着する物件を              | 第一百二十四条第一項  |
| 法第七条に規定する土地に属する土石砂れきを収用する場合  |               |                               |                                 | 法第七条に規定する土地に属する土石砂れきを収用する場合   |
| 読み替えるべき規定  | 読み替えられるべき字句   | 読み替えられるべき字句                   | 読み替えられるべき字句                     | 読み替えるべき規定   |
| 第十六条、第二十条第三号及び第四号、第三十条第一項及び第三項、第四十五条   | 土地            | 土地                            | 土地                              | 土地  |
| 第二項、第四十五条の三第二項、第六十八条、第八十八条、第一百三十四条   |               |                               |                                 |   |
| 第三十条の二、第三十五条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第一項、第四十五条の二、第四十六条の二第一項、第四十七条の三第一項第一号イ、ロ及びホ、第四十八条第一項第二号及び第五項、第四十九条第一項第二号、第五十条 |               |                               |                                 |   |
| 第二項、第六十三条第四項、第六十五条第一項第三号、第二項及び第三項、第  |               |                               |                                 |   |

|  |  |   |
|--|--|---|
| 七十一條、第七十七條、第八十九條、第九十条の二、第九十条の三第一項第二号、第九十条の四、第九十四条第六項、第九十九条第一項、第一百三条、第一百六条第一項並びに第二項第一号、第二号及び第四号、第一百九条第三十五条第一項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十六条第二第一項、第三十七条第二項及び第五項から第七項まで、第三十七条第一項及び第四項、第三十八条第一項、第三十九条第二項 | 土地調書   | 土石砂れき調書   |
| 第三十五条第三項、第九十一条第一項  | その土地<br>土地又は工作物  | その土石砂れきの属する土地<br>土石砂れきの属する土地又は工作物                     |
| 第三十六条の二第一項及び第二項  | 一筆の土地<br>土地に関して  | 土石砂れきの属する一筆の土地<br>土石砂れきの属する土地に関して                     |
| 第三十九条第二項   | 土地について   | 土地に属する土石砂れきについて                                       |
| 第四十条第一項第二号口  | 一団の土地<br>土地の面積   | 一団の土地に属する土石砂れき<br>土石砂れきの属する土地の区域並びに土石砂れきの種類及び数量       |
| 第四十条第一項第二号ハ  | 土地が<br>土地が使用しようとする場合においては、その方法及び期間   | 土石砂れきの属する土地の区域並びに土石砂れきの種類及び数量                         |
| 第四十八条第一項第一号  | 土地を取得し、又は消滅させる   | 土石砂れきの採取の方法及び期間                                       |
| 第四十八条第一項第三号、第百十六条第一項及び第二項第四号   | 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間   | 土石砂れきを採取する権利を取得する                                     |
| 第七十一条  | 近傍類地   | 収用する土石砂れきの属する土地の区域、土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法及び期間           |
| 第七十四条第一項、第七十五条、第九十条  | 土地の一部  | 近傍類地に属する土石砂れき   |
| 第九十条   | 土地を<br>土地を収用し  | 土地に属する土石砂れきを  |
| 第九十三条第一項   | その土地を事業の用に供する  | 土地に属する土石砂れきを収用し                                       |
| 第九十六条第二項   | 土地及び残地以外の土地<br>(使用的裁決に係るときは、それらの一部)<br>とみなし、収用の裁決に係る場合における<br>その払渡しを受けた時が強制競売又は競売に係る配当要求の終期の到来前であるとき<br>は、その時に配当要求の終期が到来したものとみなす | 土石砂れきの属する土地及び残地以外の土地の一部とみなす                           |
| 第一百十六条第一項  | 起業地<br>面積  | 土石砂れきの属する土地   |
| 第一百十六条第二項第一号   | 取得し、又は消滅させる<br>使用しよう   | 土石砂れきの種類及び数量  |
| 第一百六十六条第二項第三号  | 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間  | 土地に属する土石砂れきを収用  |
| 第一百二十二条第一項   | 土地の区域並びに使用の方法及び期間  | 土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法及び期間                              |
| 第一百二十二条第一項、第一百二十三条第一項、第一百二十四条第一項   | 土地を使用  | 土石砂れきの属する土地の区域、土地に属する土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法及び期間         |
| 第一百二十二条第二項   | 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間  | 収用する土石砂れきの属する土地の区域、土地に属する土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法及び期間     |
| 第一百二十二条第三項、第一百二十三条第三項  | 使用しようとする土地の区域並びに使用の方<br>法及び期間を土地   | 収用しようとする土石砂れきの属する土地の区域、土地に属する土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法及び期間 |

|                                  |                   |                                  |
|----------------------------------|-------------------|----------------------------------|
| 第一百二十二条第四項、第一百二十三条第二項、第一百二十四条第一項 | 使用の期間             | 採取の期間                            |
| 第一百二十三条第一項                       | 土地の区域及び使用の方法      | 土地の区域、土地に属する土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法 |
| 第一百二十三条第二項                       | 土地の使用             | 土地に属する土石砂れきの収用                   |
| 第一百二十三条第五項                       | 使用の許可             | 収用の許可                            |
| 第一百二十四条第一項                       | 使用の許可が            | 収用の許可が                           |
|                                  | 使用の時期             | 収用の時期                            |
|                                  | 土地又は土地            | 土石砂れきの属する土地又はその土地                |
|                                  | その土地及び近傍類地の地代及び借賃 | 近傍類地に属する土石砂れきの取引価格               |

## (権限の委任)

第八条 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## (事務の区分)

第九条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの（法第十七条第一項各号に掲げる事業又は法第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る。）は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と、第二号に掲げるもの（法第十七条第二項に規定する事業（法第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。）に関するものに限る。）は同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 都道府県が第一条の三、第一条の四、第一条の六、第一条の七、第一条の七の三、第一条の七の五第一項、第一条の九、第一条の十、第一条の十四、第五条第一項及び第三項並びに第六条の三の規定により処理することとされている事務

二 市町村が第五条第四項の規定により処理することとされている事務

## 附 則 抄

1 この政令は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

2 左に掲げる勅令は、廃止する。

1 土地収用法施行令（明治三十三年勅令第九十九号）

2 土地収用法第六条に基いて発する命令の件（明治三十三年勅令第百号）

3 土地収用法第四十六条に依る合同収用審査会に関する件（明治三十三年勅令第百一号）

4 土地収用法第六十九条に依りて発する命令の件（明治三十三年勅令第百二号）

5 土地収用法第八十五条第三項に基いて発する命令の件（明治三十三年勅令第百三号）

附 則（昭和二八年八月一日政令第一八二号）

この政令は、公布の日から施行する。

## 附 則（昭和三一年六月二二日政令第一九三号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

## 附 則（昭和三七年九月二九日政令第三九一号）抄

1 この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

## 附 則（昭和三九年一月一四日政令第五号）抄

1 この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

## 附 則（昭和三九年一一月一四日政令第三五六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

## 附 則（昭和四二年一一月一五日政令第三四五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

## 附 則（昭和四二年一一月一五日政令第三四五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

## 附 則（昭和四九年一一月一〇日政令第三八八号）抄

1 この政令は、国土利用計画法の施行の日（昭和四十九年十二月二十四日）から施行する。

- 2 この政令の施行の際現に土地収用法第二十六条第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定により事業の認定の告示とみなされるものを含む。）がなされている場合における物価の変動に応する修正率の算定については、第一条の規定による改正後の土地収用法施行令付録の式にかかるわらず、なお従前の例による。
- 附 則（昭和五〇年九月二日政令第一六五号）**
- 1 1 この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。  
 (経過措置)
- 2 2 この政令の施行前にした建設大臣又は都道府県知事に対する事業の認定の申請、収用委員会に対する裁決の申請及び協議の確認の申請並びに建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和五三年四月一五日政令第一四〇号）**
- 1 1 この政令は、昭和五十三年五月一日から施行する。  
 (施行期日)
- 2 2 この政令の施行前にした建設大臣又は都道府県知事に対する事業の認定の申請及び建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和五五年八月三〇日政令第一二三一号）抄**
- 1 1 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。  
 (経過措置)
- 2 2 この政令の施行前にした建設大臣又は都道府県知事に対する事業の認定の申請及び建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和五九年六月九日政令第一八二号）抄**
- 1 1 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。  
 (施行期日)
- 2 2 この政令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律の施行の日（昭和五十九年五月二十一日）から施行する。  
 (経過措置)
- 1 1 この政令の施行前にした都道府県知事に対する事業の認定の申請、収用委員会に対する裁決の申請及び協議の確認の申請並びに建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和六〇年九月一八日政令第一六四号）**
- 1 1 この政令は、民事執行法の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。  
 (施行期日)
- 2 2 この政令は、公布の日から起算して二週間を経過した日から施行する。  
 (経過措置)
- 附 則（昭和六二年三月二五日政令第五七号）**
- 1 1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
 (施行期日)
- 2 2 この政令の施行前に市町村長に対して送付した書類の公示送達及びこの政令の施行前に市町村長に対して送付した書面によつてする通知については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和六二年三月二八日政令第七二号）抄**
- 1 1 この政令は、平成元年四月一日から施行する。  
 (土地収用法施行令及び公共用地の取得に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)
- 2 2 この政令の施行前にした建設大臣又は都道府県知事に対する事業の認定の申請及び建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成三年三月二八日政令第二五号）**
- 1 1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。  
 (土地収用法施行令及び公共用地の取得に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)
- 2 2 この政令の施行前にした建設大臣又は都道府県知事に対する事業の認定の申請及び建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成六年三月一四日政令第六九号）抄**
- 1 1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。  
 (施行期日)
- 2 2 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

(土地収用法施行令及び公共用地の取得に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
2 この政令の施行前にした建設大臣又は都道府県知事に対する事業の認定の申請、収用委員会に対する裁決の申請及び協議の確認の申請並びに建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

**附 則** (平成九年三月二六日政令第七四号) 抄

(施行期日)  
1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

(土地収用法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
2 この政令の施行前にした建設大臣に対する事業の認定の申請並びに収用委員会に対する裁決の申請及び協議の確認の申請に係る手数料の額については、第四条の規定による改正後の土地収用法施行令第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (平成九年一月一九日政令第三三三号)

この政令は、民事訴訟法の施行の日(平成十年一月一日)から施行する。

**附 則** (平成一一年一月一〇日政令第三五一号) 抄

(施行期日)  
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年二月一六日政令第三七号)

(施行期日)  
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年三月二九日政令第一二二号) 抄

(施行期日)  
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年六月七日政令第三一二号) 抄

(施行期日)  
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**附 則** (平成一四年五月二九日政令第一八四号) 抄

(施行期日)  
1 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**附 則** (平成一四年七月五日政令第二四八号) 抄

(施行期日)  
1 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三号)の施行の日(平成十四年七月十日)から施行する。

**附 則** (平成一四年二月一八日政令第三八六号) 抄

(施行期日)  
1 この政令は、土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この政令の施行前にした建設大臣に対する事業の認定の申請に係る手数料の額については、第三条の規定による改正後の土地収用法施行令第一条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (平成一四年七月五日政令第二四八号) 抄

(施行期日)  
1 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三号)の施行の日(平成十四年七月十日)から施行する。

**附 則** (平成一四年二月一八日政令第三八六号) 抄

(施行期日)  
1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年一二月一七日政令第五二三号) 抄

(施行期日)  
1 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年十二月十九日)から施行する。

**附 則** (平成一五年一二月一七日政令第五四五号)

この政令は、仲裁法の施行の日(平成十六年三月一日)から施行する。

**附 則**（平成一六年一〇月一五日政令第三二二号）

この政令は、行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

**附 則**（平成一七年三月二十四日政令第六〇号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち土地収用法施行令第四条第二項及び第六条第三項の改正規定は、同年五月二日から施行する。

（土地収用法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** この政令の施行前にした国土交通大臣に対する事業の認定の申請に係る手数料の額については、第一条の規定による改正後の土地収用法施行令第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

**附 則**（令和六年三月三〇日政令第一五〇号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（第十四条を「第十四条の二」に改める部分を除く。）、第四十九条第一項第二号の改正規定、第五十条を削る改正規定及び第五章第五節中第五十一条を第五十条とし、同章第六節中第五十二条の二を第五十二条とする改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。